

浦添市立保育所 食物アレルギー対応マニュアル

基本方針

浦添市立保育所では、食物アレルギーを持つ児童が、医師の診断書に基づき、健康で、安全かつ楽しい保育所生活を送れるよう、適切な食物アレルギー対応食の提供と支援を行います。

1. 食物アレルギー児の状況把握と情報共有

(1) 面談による詳細な情報収集

食物アレルギーを持つ児童の入園時または進級時に、保護者との面談を必ず実施します。面談には、担任保育士が同席し、必要に応じて調理員、栄養士、所長なども交えて行います。

《聞き取り内容》

- ・医師の診断書に基づく除去食品の確認
- ・原因食品を誤食した場合の症状や具体的な対応方法、服用する薬の有無と使用方法
- ・家庭での食生活、摂取可能な食品、健康状態、生活状況
- ・その他、アレルギー対応に関する懸念事項や希望

(2) 必要書類の提出

保護者から「保育所における食物アレルギー生活管理指導表」を提出していただきます。

- ・提出は原則として新年度ごとに必要とし、除去食品に追加や変更があった場合は、その都度速やかに提出を求めます。

(3) 情報共有の徹底

児童の安全確保のため、食物アレルギーに関する情報は保育所職員全体で共有を徹底します。

- ・クラス担任だけでなく、全職員がアレルギー対応の情報を把握し、対応できるよう体制を整備します。
- ・万一、原因食品を誤食した場合の対応方法について、保護者と保育所職員間で事前に確認し、緊急時の連絡体制を共有します。

2. 食物アレルギー食の提供体制

(1) 保護者の役割

- ・保育所から提供される献立表（必要に応じて材料名を記載）を確認し、除去食品が含まれていないかチェックします。
- ・食物アレルギーの品目が多数にわたり、保育所での対応が困難と判断される場合につ

いては、保護者の方と協議の上、ご家庭からの持参食をお願いすることがあります。

(2) 栄養士の役割

- ・献立作成前に、児童の除去食品と使用する食品の確認を徹底します。
- ・家庭での食事の様子や生活環境を把握し、個々の子どもに応じた対応を検討します。
- ・アレルギー食の喫食状況を把握し、栄養摂取状況を確認します。
- ・子どもの健康状態や発育に支障がないか、成長曲線等の経過を観察し、必要に応じて保護者や保育士と連携します。

(3) 調理員の役割

- ・献立表と調理指示書に基づき、調理作業の打ち合わせを行います。
- ・保育士よりアレルギー児の出欠報告を受け、当日のアレルギー食提供対象者を確実に確認します。
- ・調理時は、食品、調理器具、作業手順を十分に確認し、除去食品の混入や、調理器具・容器を介した交差汚染に最大限注意します。
- ・特に、市販品を使用する場合は、原材料表示をよく見て確認します。
- ・誤配防止のため、アレルギー食の調理担当者を決め、調理から配膳まで一貫して担当させるなどの対策を講じます。鍋やボウルを除去食の種類ごとに色分けすることも有効です。
- ・盛り付け時には、児童の名前と除去食品を確実に確認し、ラップをかけて名前を書く、専用の皿、トレイ、食札を利用するなど、誤配がないよう細心の注意を払います。
- ・配膳時は、保育士が食事を取りに来た際に、児童の名前とアレルギー食であることを声に出して確認し、確実に引き渡します。

(4) 保育士の役割

- ・クラスのお食物アレルギー児の献立を事前に確認し、クラス内で情報を共有します。
- ・クラス担任が不在になる場合は、担当者間でアレルギー対応に関する確実な引継ぎを行います。特に、延長保育の軽食や土曜日の給食は誤配が起こりやすい傾向にあるため、より一層注意を払います。
- ・調理員からアレルギー食を受け取る際に、児童の名前とアレルギー食であることを確認し、確実に児童に配膳します。
- ・食事時は、食物アレルギー児の状況を常に確認し、他児の皿から取ったり食べこぼしを口にしたりしないよう、誤食防止に努めます。
- ・食事中および食後には、児童の体調に変化がないか注意深く観察し、異変があれば速やかに対応します。
- ・保護者と密に連絡を取り合い、児童の健康状態や家庭での食事状況の把握に努めます。
- ・子どもの健康状態や発育に支障がないか、成長曲線等の経過を栄養士と連携して観察します。

- ・クッキング保育、小麦粘土遊び、牛乳パックの工作など、園活動の中で原因食品を使用しないよう、事前の企画段階から配慮します。

3. 除去解除の手順

食物アレルギーの除去を解除する際は、以下の手順に基づき行います。

- ・家庭で複数回当該食品を摂取しても症状が出ない状態であることを保護者が確認します。
- ・保護者が記入する「除去解除申請書」により、保育所内で内容を協議した上で、除去解除とします。

<参考資料>

- ・ 「食物アレルギーの栄養指導の手引き 2023」 厚生労働科学研究班
- ・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」 厚生労働省